

YOU優だより



今月の担当
山本 恵美
介護支援専門員

新しい年が始まりました。今年も実りある一年になるよう、心身共に準備を始めたいものです。

昨年4月に介護保険が改正され「介護状態が進行しない」ことを目標にすることに重きがおかれました。それにもない利用できるサービスの手続きなどにも変更された部分がありますのでお知らせします。

住み慣れた我が家で自立して暮らすために！ 住宅改修サービスについて

よくある問い合わせの一つとして「家族が退院してくるのだが、今の住宅では生活することができないので介護保険で何とかありませんか」という相談です。

まずサービスを利用するには、ご本人が「介護認定

で経過的要介護（要支援）で介護5」と認定されていることが必要です。申請の手順としては資料1をご覧ください。必ず事前に市町村に申請をしていただき審査を受けなければなりません。先に住宅改修工事を行なうてからでは介護保険の適用にはなりませんのでご注意ください。その工事内容が介護保険の給付対象と認められた場合には、要介護度にかかわらず上限20万円の利用者負担はその1割です（利用例・資料2）。

介護保険で対象となる住宅改修の例をご紹介します。
手すりの取り付け
段差の解消
滑り防止・移動の円滑化
などのために床または通路面の材料変更
引き戸などへの扉の取替え
洋式便座などへの便器の取替え
住宅改修の種類としては

上記の5点になりますがこれらの改修にともなう必要となる工事も含まれます。

住まいが整えば生活も変わる

心身の機能が低下して介護が必要になった時、上記のような改修工事によって住まいを安全で使いやすく整えることは在宅生活を続けるうえで大きなポイント

となります。

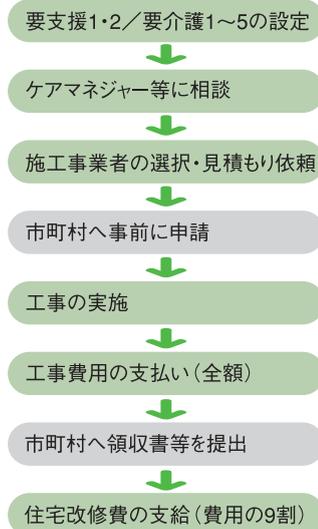
生活環境が整うと今まで「できない」と思っていたことができるようになることがあります。日常生活の自立度がアップすれば必要な介護サービスも変わり、また介護する側の負担も軽減します。「寝たきりになつてしまう」在宅での介護はもう無理だ」とあきらめる前に、住み慣れた我が家で

暮らし続けるためにはどこか不便なのか・改善するには何が必要なのか・そんな視点で住まいをもう一度見直してみませんか。

介護について「これってどうなのかしら？」という疑問があった時には、まず一声、介護支援専門員までご連絡（5 1790）ください。

資料1

手続きの流れ



※市町村によって手続きのしかたが一部異なる場合があります。

申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積り書
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャー、または市町村の委任を受け、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉・保健・医療、建築の専門家や福祉住環境コーディネーター等に作成を依頼します。
- 住宅の所有者の承諾書
改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合に必要です。

提出に必要な書類

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してあるもの。
- 完成後の状態を確認できる書類
改修前、改修後の日付入りの写真を添付します。

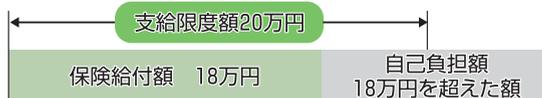
資料2

例

改修費用が17万円のとき



改修費用が20万円を超えるとき



※事前に市町村に申請し、完成後いったん改修費用の全額を利用者が負担し、保険給付分が後から支給されます。